

## ○桜井宇陀広域連合一般職の職員の旅費に関する条例

平成9年3月31日  
条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために出張する職員に対し支給する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 前条の目的を達成するため、一般職の職員の旅費に関する事項の定めについては、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和36年9月桜井市条例第26号）の例による。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。